

原 安 第 1 1 1 号
平成 3 0 年 4 月 2 7 日

様

佐賀県知事 山口 祥義

質問状に対する回答について

2 0 1 8 年 4 月 3 日 付 け で 提 出 の あ っ た 質 問 状 に つ い て 、 別 紙 の と お り 回 答
し ます。

質問状

佐賀県原子力安全対策課に対して、先日4/2電話で3/30発生の玄海原発の事故の対象施設が佐賀県と九電との安全協定の6条1項に該当しないとする回答を電話にてヒライシ氏より受けたが、根拠説明に法的な裏付けが無かった。

よって法に基づいた論理的具体的理由の説明を文書によって回答を求める。

覚書6条1及び2項のイ～ホのどれにも該当しない個別具体的理由を述べよ。

(答)

○ 原子力発電所の安全確保に関する協定書（以下、「安全協定」という。）は、佐賀県と玄海町が、玄海原子力発電所の周辺地域住民の安全確保等について九州電力との間で締結したものであり、法令等に基づき定めたものではありません。

○ 平成30年3月30日に発生した玄海3号機の脱気器からの蒸気漏れについては、安全協定第6条（異常時における連絡）の対象ではありませんでしたが、九州電力から県に対しては、安全協定第5条（平常時の連絡）第5号に基づき、4月17日に今回の事象の調査結果及び今後の対策についての連絡を文書で受けました。

○ 覚書第6条第1号は、廃止措置期間中の発電用原子炉施設に関するものであり、玄海3号機には該当しません。

また、覚書第6条第2号イ～ホについては、以下の理由により該当しません。

イ 放射性物質の放出又はそのおそれはありませんでした。

ロ 燃料、原子炉冷却材圧力バウンダリの放射性物質障壁機能の喪失はありませんでした。

ハ 脱気器空気抜き管は放射性物質を含まない二次系設備です。

ニ 安全保護系、工学的安全施設等の安全系の作動はありませんでした。

ホ 安全保護系、工学的安全施設等の安全系の機能喪失はありませんでした。

なお、覚書第6条第2号へについて、その他安全上必要な構築物、系統及び機器等の機能喪失はありませんでした。